

大門上池調節池広場 利用ルール

さいたま市
一般社団法人美園タウンマネジメント
2026年7月13日改定

大門上池調節池広場（以下「広場」という）は、「埼玉スタジアム2002公園と連携し、外から人を呼び込む賑わい・交流の場」、「地域住民が様々なスポーツや健康づくりができる場」の創出を目的として、河川調節池内に整備された施設です。

大門上池調節池は、河川氾濫防止等の治水対策施設としての機能を有しており、集中豪雨等により冠水する可能性があります。あくまでも調節池としての機能が最優先であるため、広場の利用を制限する場合があります。

広場の利用者は、調節池としての機能が最優先な広場であることを十分理解・了承したうえでご利用いただくものとします。

§1 ルールの改廃等

- (1) さいたま市（以下「市」という）及び一般社団法人美園タウンマネジメント（以下「美園TM」という）は本ルールを随時改定できるものとします。
- (2) 本ルールの改定はウェブサイト等にて周知し、その時点をもって全ての事項は改定後のルールに準じるものとします。
- (3) 本ルールに定める事項は、全て市及び美園TMが解釈するものとさせていただきます。

§2 供用日・時間について

- (1) 広場の供用日は年中無休です。
- (2) 広場の供用時間は次表のとおりです。

月	供用時間
4月～8月	7時～18時
9月～10月	7時～17時
11月～12月	7時～16時30分
1月	7時～17時
2月～3月	7時～17時30分

§3 禁止行為について

- (1) 以下の行為は禁止となりますので、遵守してください。
 - ①調節池の機能を妨げること。
 - ②広場を損傷し、又は汚損すること。
 - ③法令又は公序良俗に反する、またはその恐れがあること。
 - ④撤去が不可能な物件を設置すること。
 - ⑤土地の形質を変更すること。

- ⑥反社会的勢力の活動を助長し、又は反社会的勢力の運営に資する恐れのあること。
- ⑦布教活動、宗教活動、政治活動、違法なセールス、悪質な勧誘を目的としたこと。
- ⑧マルチ商法、無限連鎖商法等に関すること。
- ⑨喫煙すること^㉗。ただし、イベントや自治会等の地域団体が主体となった地域の行事・催事（以下「イベント等」という）及び業としての撮影（以下「撮影」という）のための専用利用^㉘の場合で、専用利用者において分煙のうえ指定喫煙場所を設けた場合は除きます。
- ⑩動物を放し飼いすること。ただし、イベント等専用利用の場合で、承諾を受けたもの^㉙については除きます。
- ⑪竹木を伐採し、又は植物を採取すること^㉚。
- ⑫鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- ⑬火気を使用すること^㉛。ただし、専用利用の場合で、消防署に事前相談・届出等を行った上で美園TMの承諾を受けたものは除きます^㉜。
- ⑭許可なく専用利用すること。
- ⑮立入禁止場所に立ち入ること。
- ⑯供用時間外に利用すること。ただし、イベント等又は撮影のための専用利用の場合で美園TMの承諾を受けたものは除きます。
- ⑰ごみその他汚物を投棄・放置すること。
- ⑱無人航空機（ドローン等）を飛行・操縦すること。ただし、イベント等又は撮影のための専用利用の場合で美園TMの承諾を受けたものは除きます。
- ⑲その他危険な行為や他人に迷惑のかかる行為をすること。

- ㉗ 加熱式煙草等を含みます。
- ㉘ イベント等専用利用の詳細は後述の§7を、撮影専用利用の詳細は後述の§8を、それぞれご確認ください。
- ㉙ イベント等の一環として実施する動物に関するステージショーや、囲いを設けたドッグランの設置等。
- ㉚ イベント等専用利用に合わせて、主催者にて広場の一部について草刈り等の実施を希望する場合は、必ず美園TMまで事前相談ください。なお、広場管理者による草刈り等は、年間計画に基づいて実施しているため、特定のイベント等に合わせた実施要望には応えられませんので、ご了承ください。
- ㉛ 裸火のみならず、発熱部が外部露出した電熱器具、ガソリン等燃料を用いた発電機の使用等を含みます。
- ㉜ 承諾を受けた場合でも、直火による（焚火台等を用いない）焚火は禁止とします。

§4 専用利用の申し込みについて

- (1) 専用利用を申し込みできる方は、次のいずれにも該当しない団体（法人含む）とさせていただきます。なお、以下に該当するか否かの審査については、美園TMが独自に行うことができます。
- ①暴力団またはその関連団体でないこと。
- ②暴力団の構成員または暴力団と密接な関係を有する者が所属していないこと。

- (2) 専用利用を申し込みする方は、本ルールに記載されている全ての事項に同意のうえ、美園TMが定める申込書および必要書類を美園TMへ提出してください。
- (3) 申し込み内容が次のいずれかに該当する場合は、利用をお断りさせていただきます。
- ①内容に禁止行為が含まれている、またはその恐れがある場合。
 - ②その他市又は美園TMが不相当と判断した場合。
- (4) 審査の結果、専用利用をお断りすることがあります。この際、美園TMはその理由を明示する義務は負いませんので、あらかじめご了承ください。
- (5) 申し込みの開始日及び期限は下表のとおりです[㊦]。

申込内容	申込開始日	申込期限 [㊦]
イベント等・ 撮影	—	利用月の2か月前の月末
スポーツ活動 [㊧]	利用月の前月の10日	利用月の前月の20日

- (6) 申し込み時に取得した個人情報は、申し込みに係る業務管理および広場の管理目的で使用させていただきます。ただし、次の場合はこの限りではありませんので、あらかじめご了承ください。
- ①国もしくは地方公共団体等の機関から適法に要求された場合
 - ②法令に基づく場合
 - ③人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- (7) 美園TMによる利用申込承諾をもって、申込成立とさせていただきます[㊨]。

§5 専用利用の利用料及びキャンセル料について

- (1) 専用利用の利用料は、別表1～3のとおりです。
- (2) 次に掲げる専用利用の場合、利用料は次表のとおり減免します。

㊦ 埼玉スタジアム2002でのJリーグその他のサッカー試合開催日は、保安上の理由により、当該試合開催に直接関係しない第三者による専用利用をお断りする場合があります。このため、試合開催日程の調整状況によっては、専用利用の確定ができない場合があります。

㊧ 空き日がある場合、専用利用内容によっては申込期限後でも申し込み可能な場合がございますので、美園TMまでご相談ください。

㊨ スポーツ活動専用利用の詳細は、後述の§9をご確認ください。

㊩ 美園TMからの利用承諾の通知を受けるまで、イベント等の参加者募集や開催告知等は、原則として実施できません。期日に余裕を持って専用利用の申し込みを行ってください。なお、利用承諾の通知前にやむをえずイベント等の参加者募集や開催告知等を行う必要がある場合は、必ず美園TMに事前相談ください。

㊦ 市や自治会等が主催・共催等するものとします。他の主体が主催し、市や自治会等が協力・後援のみするものは含みません。

㊧ 金額については、別表1～3に従い、美園TMに金額の確認を受けてから支払うものとします。

利用内容 [㊦]	連続利用日数	減免の割合
市または国、他の地方公共団体その他公共団体並びに公共的団体において公用若しくは公共用または公益事業の用に供する場合	7日目まで	利用料の全額
	8日目以降	8日目以降の利用料の半額
自治会等の地域団体が主催・共催する地域の行事・催事	7日目まで	利用料の全額
	8日目以降	8日目以降の利用料の半額

(3) 利用料は、原則として次表の期限内に美園TMが指定する方法により支払うものとします。

利用内容	利用料支払い期限
イベント等・撮影	専用利用日の14日前まで
スポーツ活動	専用利用日の7日後まで

(4) キャンセル料は次表のとおりです。利用承諾の通知日以降は、キャンセル料の対象となりますので、ご注意ください。

利用内容	期間	キャンセル料
イベント等・撮影	専用利用日の30日前まで	利用料の30%
	上記以降	利用料の100%
スポーツ活動	専用利用日の8日前まで	利用料の0%
	上記以降	利用料の100%

(5) 利用承諾時間を超えての利用は認められておりませんが、万が一、超過してしまった場合は追加の利用料が必要となります。追加の利用料は専用利用当日から14日以内（専用利用当日は起算しない）に美園TMが指定する方法により支払うものとします[㊧]。

§6 利用承諾の解除及び専用利用の中止もしくは停止について

(1) 次の場合、利用承諾の解除又は専用利用の中止もしくは停止とさせていただきます。なお、市及び美園TMは、利用承諾の解除又は専用利用の中止もしくは停止により生じる一切の損害を負わないものとさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

- ①「§3(1)各号」に該当すると認められた場合。
 - ②申込書に虚偽の記載があった場合。
 - ③所定の期日までに利用料の支払いがない場合。
 - ④災害、感染症流行等の不可抗力により広場の利用が不可となった場合。
 - ⑤急な修繕工事が必要となった場合等広場の管理運営上、やむを得ない事由が生じた場合。
 - ⑥専用利用の3日前12時の時点で次の状況の場合。
 - ・広場が冠水しており、専用利用日までに水位が下がる目途が立っていない。
 - ・専用利用日に大雨、大雪、暴風、暴風雪、洪水のいずれかの警報の可能性がさいたま市に発令されている。
 - ⑦専用利用中に、広場が冠水している、もしくは大雨、大雪、暴風、暴風雪、洪水のいずれかの警報がさいたま市に発令された場合。
 - ⑧専用利用者が本ルールに定める事項に違反した場合。
 - ⑨市や美園TM、美園地区周辺施設の信用を失墜する事由が生じた場合。
 - ⑩専用利用により、広場運営上の危険が生じた、または、生じる恐れがある場合。
- (2) 「§6(1)⑦」の場合は、来場者等を直ちに調節池の外へ退去させるよう徹底してください。
- (3) 専用利用前に「§6(1)①、②、③、⑧、⑨、⑩」の事由により利用承諾の解除となった場合は、キャンセルとみなし「§5(4)」で定めるキャンセル料を申し受けさせていただきます。
- (4) 「§6(1)①、②、⑧、⑨、⑩」の事由により専用利用の中止もしくは停止となった場合は、事由の如何に関わらず支払いいただいた利用料は一切返還いたしませんので、あらかじめご了承ください。また、発生した実費についても後日お支払いいただきます。
- (5) 「§6(1)④、⑤、⑥」の事由により利用承諾の解除又は専用利用の中止もしくは停止となった場合は、支払いいただいた利用料を全額返還いたします。また、「§6(1)⑦」の事由により専用利用の中止が決定した場合、支払いいただいた利用料の30%を差し引き、残額を返還いたします。なお、返還の際の銀行振込手数料は、美園TMで負担いたします。

§7 イベント等専用利用について

- (1) イベント等の開催にあたり広場の一部又は全部を専用利用する場合は、事前に美園TMへ専用利用の申し込みを行い、承認を受ける必要があります。なお、美園TMからの利用承諾の通知をもって申込成立となり、通知日以降は「§5 (4)」のキャンセル料の対象となりますのでご注意ください。
- (2) イベント等が開催可能な区画は別図のとおりです^{㉓㉔㉕}。
- (3) 広場全部の専用利用でない（一部の専用利用である）場合は、カラーコーン等で利用箇所を明示してください。
- (4) イベント等主催者は申し込みの内容を遵守するものとします。
- (5) イベント等の開催可能時間は原則9時から22時まで（準備・後片付けを除く）とします。ただし、警備員を配置する等必要な措置を講じ、責任者による安全管理を徹底する場合はこの限りではありません。なお、広場には照明施設がないため、準備・後片付け時も含め「§2 (2)」の供用時間外の利用を伴う際は、イベント等主催者にて必ず照明等で明るさを確保してください。
- (6) イベント等開催時（準備・後片付け時も含む）は、責任者の方は必ず会場内に常駐し、安全管理や周辺環境への配慮を徹底してください。なお、イベント等開催時（準備・後片付け時も含む）に起きた事件、事故、トラブル、苦情、その他公序良俗に反する行為はイベント等主催者にて責任を持って対処いただくものとし、市及び美園TMでは一切の責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。
- (7) 美園TMが警備及び避難誘導體制について協議が必要と判断した場合には、イベント等主催者は事前に美園TMと協議したうえで、美園TMの指示に従ってください。この場合、警備、来場者等の整理、誘導等は主催者の責任と負担において主催者が行ってください^㉖。
- (8) 不測の災害や事故に備え、広場を利用する前に避難誘導方法等を確認するとともに、イベント等運営に携わる関係者に対して周知徹底してください。
- (9) 近隣に迷惑を及ぼすような音や振動、臭気等を発生させる行為は禁止となります。特に、音や振動を出す行為を行う場合は、イベント等主催者にて近隣説明を十分に行ってください。なお、22時から翌8時までの間は、音や振動を伴う行為（準備・後片付けに関する行為も含む）は一切禁止となります。
- (10) 自動4輪車や自動2輪車のエンジン音等は自動車継続検査の範囲を超えるものは禁止となります。また、タイヤ痕が残る等の走行行為は禁止となります。

補註

- ㉓ 別図に記載の各区画で実施可能な利用内容について、不明点等がある場合は、必ず申し込み前に美園TMに事前相談ください。
- ㉔ 外周フェンスへの掲示物や開催可能区画外での受付所の設置等の計画がある場合は、事前に美園TMへご相談ください。別途、配置計画等の添付資料が必要となります。
- ㉕ 埼玉スタジアム2002公園は大門上池調節池広場と管理者が異なります。このため、同公園内の施設を同時に利用するには、同公園管理者へ別途相談・申請が必要となりますのでご注意ください。
- ㉖ イベント等開催に起因して、他の交通や近隣施設運営の妨げになる路上駐車や他の敷地への無断駐車等が発生しないよう、来場者等の案内誘導や周辺警備等を徹底ください。

- (11) イベント等開催に際して必要な法令に定められた消防、警備、保健所への届出及び許可申請は、主催者の責任において確認をお願いいたします。万が一、届出不備のためイベント等開催不可能となった場合、市及び美園TMでは一切の責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。
- (12) 車両による搬入搬出は美園TM指定の動線にて行ってください。なお、車両は10t車以下とさせていただきます。
- (13) 広場内にトイレはございませんので、イベント等の開催に際しては、その開催規模に比して必要と考えられる仮設トイレの設置をイベント等主催者にて行ってください。
- (14) 広場には、電気、上下水、ガスの設備はございませんので、必要に応じて主催者でご準備ください。
- (15) イベント等の内容に応じてイベント保険、スポーツ安全保険等へ必ず加入してください。
- (16) 美園TMより借用した鍵は、ストラップを付けたまま必ず携行してください。なお、紛失等した場合は鍵交換に要する費用をご負担いただきますので、あらかじめご了承ください。
- (17) 利用後は必ず原状回復を行い、ごみは全て持ち帰ってください。広場を毀損、汚損した場合は、イベント等主催者にてこれを修理してください。
- (18) 利用後、イベント等利用報告書を美園TMに提出してください。
- (19) その他各種法令等を遵守してください。
- (20) その他市又は美園TMからの指示があった場合は、それに従ってください。

§8 撮影のための専用利用について

- (1) 業としての撮影[㊦]のため広場の一部又は全部を専用利用する場合は、事前に美園TMへ専用利用の申し込みを行い、承認を受ける必要があります。なお、美園TMからの利用承諾の通知をもって申込成立となり、通知日以降は「§5(4)」のキャンセル料の対象となりますのでご注意ください。
- (2) 撮影に伴う第三者のプライバシー保護についてご配慮ください。撮影によるトラブル等については、主催者による責任とし、市及び美園TMでは一切の責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) その他は「§7」に準拠します。

㊦ 業としての撮影とは、職業として又は収益を得る目的で行う写真若しくは動画の撮影とし、例として、広告・宣伝・商品PR・商用SNS・受託制作・有償の記念撮影等とします。ただし、営利を目的としない個人の記念撮影及び報道機関の取材は含みません。

- (2) 撮影に伴う第三者のプライバシー保護についてご配慮ください。撮影によるトラブル等については、主催者による責任とし、市及び美園TMでは一切の責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) その他は「§7」に準拠します。

§9 団体によるスポーツ活動のための専用利用について

- (1) 10名以上の団体によるスポーツ活動^㉞のため広場の一部を専用利用する場合は、事前に美園TMが指定する方法で利用団体登録を行った後に、「§2 (2)」の供用時間内において、美園TMへ専用利用の申し込みを行い、承認を受ける必要があります。なお、美園TMからの利用承諾の通知をもって申込成立となり、通知日以降は「§5 (4)」のキャンセル料の対象となりますのでご注意ください。
- (2) スポーツ活動での専用利用にあたっては、カラーコーン等で利用箇所の明示を行ってください^㉟。
- (3) 申込期限時点で申し込みが重複している場合は、次の優先順位に基づいて抽選とさせていただきます。なお、抽選は美園TM指定の方法とさせていただきます。

優先順位	分類
1	市内団体（スポーツ） ^㊱
2	市内団体以外

- (4) 「§4 (5)」の期限を過ぎて空き日がある場合、先着順にて追加申し込みの受付を行います。申し込みの開始日及び期限は次表のとおりです。

追加申込開始日	追加申込期限
利用日の7日前	利用日の2営業日前 ^㊲ の17時

- (5) 1団体につき4回/月を利用回数の上限とします。
- (6) その他は「§7」に準拠します。

㉞ スポーツ活動とは、企業や個人等の営利活動でないもので、団体内での日常的な競技練習等とします。広く一般参加を募って開催する競技会・練習会や営利目的での講習会等は含まず、これらを実施する場合はイベント等での専用利用としてお申込みください。

㉟ スポーツ活動では、広場全体の専用利用はできません。

㊱ 代表者が市内在住又は在勤、かつ、団体構成員のうち代表者含め10名以上が市内在住又は在勤である団体とします。ただし、団体構成員が20名未満の場合は、過半数が市内在住又は在勤である団体とします。

㊲ 美園TMの営業日で換算し、日曜日及び月曜日が定休日となります。

※例：追加申込する利用日が10月31日(火)の場合、追加申込開始日は10月24日(火)、追加申込期限は10月27日(金)となります。

別表1 イベント等専用利用料

【市内団体（イベント等）[㊦]・全面利用の場合】^{㊧㊨}

利用時間 [㊦]	草地広場	芝生広場	舗装広場
5時間超	50,000円	70,000円	160,000円
3時間超 5時間以内	25,000円	35,000円	80,000円
3時間以内	12,000円	17,000円	40,000円
超過料金 [㊩] （1時間あたり）	10,000円	14,000円	32,000円
・市外団体の利用料は、市内団体（イベント等）の利用料の2倍となります。 ・半面利用の利用料は、全面利用の利用料の2分の1となります。			

別表2 撮影等専用利用料

撮影利用の場合は「撮影料」＋「広場利用料」の合計額になります。

【撮影料】

区分	金額
スチール撮影（写真）	100円×撮影機台数×利用時間（1時間単位）
ムービー撮影（動画）	3,300円×撮影機台数×利用時間（1時間単位）

【広場利用料：市内団体（撮影）[㊦]・全面利用の場合】^{㊧㊨}

利用時間 [㊦]	草地広場	芝生広場	舗装広場
5時間超	50,000円	70,000円	160,000円
3時間超 5時間以内	25,000円	35,000円	80,000円
3時間以内	12,000円	17,000円	40,000円
超過料金 [㊩] （1時間あたり）	10,000円	14,000円	32,000円
・市外団体の利用料は、市内団体（撮影）の利用料の2倍となります。 ・半面利用の利用料は、全面利用の利用料の2分の1となります。 ・1/4面利用の利用料は、全面利用の利用料の4分の1となります。			

補註

㊦ 事業所等の所在地が市内にある法人・団体等の名義で申し込んだ場合に、市内団体料金を適用します。

※例：市内に支社等があっても、市外にある本社の名義で申し込んだ場合には、市外団体料金を適用します。

㊧ 門扉を全て施錠して専用利用（一般利用を制限しながら広場を利用）する場合は、実際の利用箇所が広場の一部であっても、利用料は草地広場全面＋芝生広場全面＋舗装広場全面の合計金額となります。

㊨ 別図記載の内容と異なる利用を行う場合は別途調整とします。

㊦ 「§2(2)」の供用時間外においてイベント等の開催を行う場合には、利用時間に含めます。供用時間外に準備・片付けの作業が発生もしくは設置物等が残存した状態となる場合は、利用時間に含めません。

㊩ 利用承諾時間を超えて利用した場合には、超過料金が発生します。

㊦ 「§2(2)」の供用時間外において撮影を行う場合には、利用時間に含めます。供用時間外に準備・片付けの作業が発生もしくは設置物等が残存した状態となる場合は、利用時間に含めません。

別表3 スポーツ活動専用利用料

【市内団体（スポーツ）^㉞・全面利用の場合】^㉟

利用時間	草地広場	芝生広場	舗装広場
5時間超	6,000円	5,000円/時	20,000円
3時間超 5時間以内	3,000円		10,000円
3時間以内	1,500円		5,000円
超過料金 ^㊱ （1時間あたり）	1,200円	5,000円/時	4,000円
<ul style="list-style-type: none"> ・市外団体の利用料は、市内団体（スポーツ）の利用料の2倍となります。 ・片面利用の利用料は、全面利用の利用料の2分の1となります。 ・児童・生徒^㉟による専用利用^㊲は、各利用料の2分の1となります。 			

補註

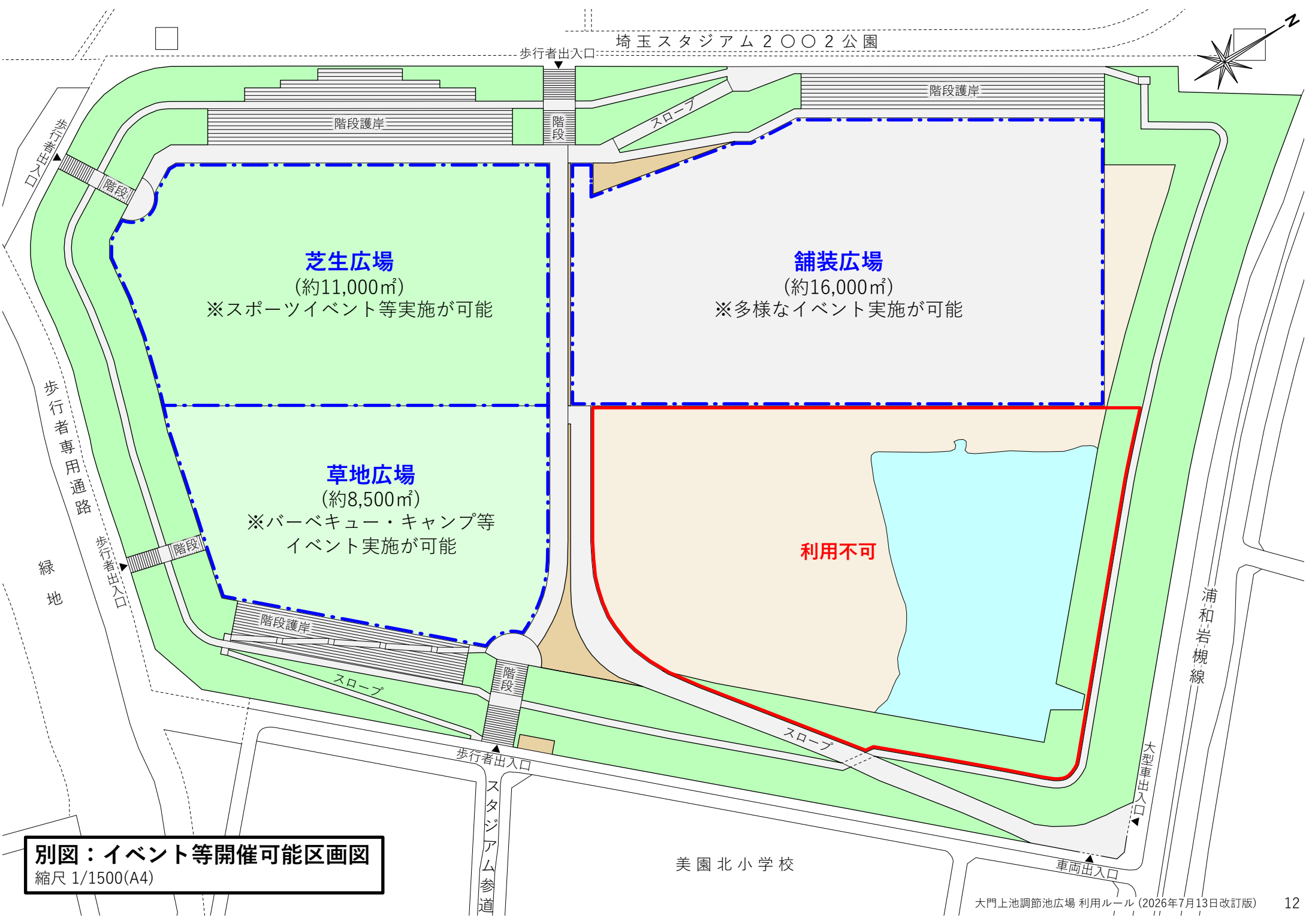
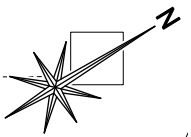
㉞ 市内団体・市外団体の別は、§9 (3) によります。

㉟ 別図記載の内容と異なる利用を行う場合は別途調整とします。

㊱ 利用承諾時間を超えて利用した場合には、超過料金が発生します。

㉟ 「児童・生徒」とは、義務教育諸学校の児童及び生徒並びに高等学校の生徒とします（義務教育就学前の幼児も含みます）。

㊲ 「児童・生徒による専用利用」とは、児童・生徒を中心に構成される団体で、団体構成員のうち代表者含め10名以上が児童・生徒である団体による専用利用とします。ただし、団体構成員が20名未満の団体の場合は、過半数が児童・生徒である団体とします。



別図：イベント等開催可能区画図
縮尺 1/1500(A4)